

# 介護保険便利帳



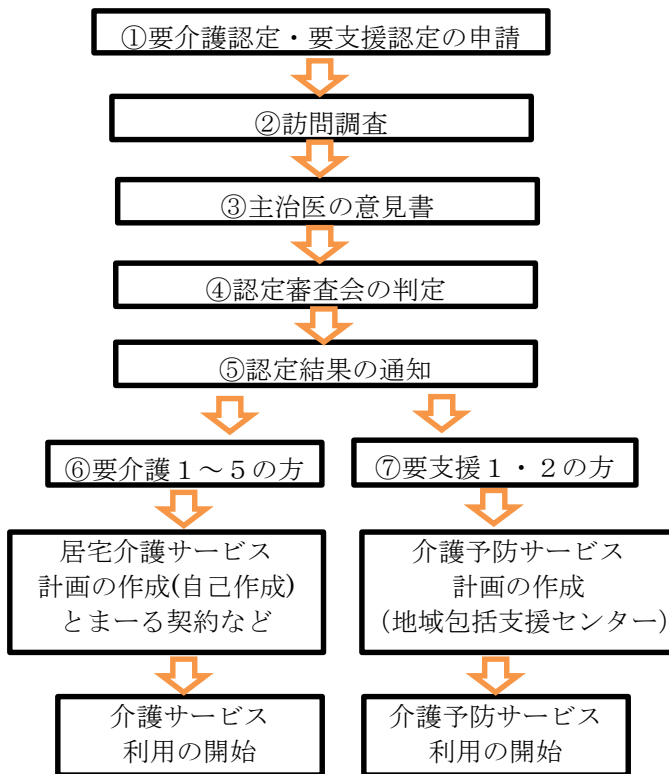
介護保険のことは～地域包括支援センター(56-2022)、  
福祉子育て支援課介護担当(56-2125)へ～

**占冠村福祉子育て支援課**

## 介護保険の申請手続きについてご説明します

### 【 ① 要介護認定・要支援認定の申請 】

介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けなければなりません。申請窓口は、占冠村役場福祉子育て支援課介護担当です。申請は、ご本人またはご家族でも可能です。



### 【 ② 訪問調査 】

調査員（地域包括支援センター保健師等）が、ご自宅を訪問し、全国共通の調査票をもとに、ご本人やご家族から聞き取り調査を行います。

### 【 ③ 主治医の意見書 】

申請時に主治医をお聞きし、担当から医師に意見書の作成・返送を依頼します。費用は役場で負担します。

### 【 ④ 認定審査会の判定 】

訪問調査の結果と、主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会（富良野市等との共同設置）が総合的に審査・判定し、介護度を決定します。

### 【 ⑤ 認定結果の通知 】

要介護・要支援認定された場合は「認定通知書」、自立の場合は「非該当通知書」を、役場から送付します。申請の日から約1ヶ月位がめどです。

### 【 ⑥ 要介護1～5と認定された方 】

- ・「とまーる」以外の「在宅サービス」を利用する場合  
サービス計画の作成は「自己作成」となります。地域包括支援センター（占冠村役場福祉子育て支援課）の保健師と一緒にサービス利用の計画を立てます。その後、サービス提供事業者と契約し、利用を開始します。
- ・「とまーる」「施設サービス」を利用する場合  
希望する施設を選び、直接契約します。

### 【 ⑦ 要支援1・2と認定された方 】

「地域包括支援センター」（占冠村役場福祉子育て支援課）にサービス計画の作成を依頼し、保健師と一緒にサービス利用の計画を立てます。その後、サービス提供事業者と契約し、利用を開始します。「とまーる」を利用する場合は、直接「とまーる」と契約します。

介護保険で利用できるサービスをご説明します  
 ≪要支援1、要支援2の方≫

●要支援1・2の方が、占冠村で利用できる主な介護保険サービスについてご説明します。

◎支給限度額

介護度	支給限度額
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

※1単位は10円です。

■ケアプランを立てる

サービスの名称	占冠村の事業所	内容	費用のめやす (自己負担額)
介護予防支援	占冠村地域包括支援センター	保健師がケアプランの作成などを行います。	自己負担はありません。

■自宅で受けるサービス

サービスの名称	主な事業所等	内容	費用のめやす (自己負担額)
介護予防訪問看護	富良野地域訪問看護ステーション	看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。	30分未満の場合 約463円 ※特別な管理を必要とする場合などの加算あり。
介護予防訪問リハビリテーション	富良野協会病院、ふらの西病院など	理学療法士や作業療法士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。	20分間リハビリテーションを行った場合 1回約302円

■施設に泊まって受けるサービス

サービスの名称	主な事業所	内容	費用のめやす (自己負担額)
ショートステイ (介護予防短期入所生活介護)	一味園、高寿園など	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。	1日あたり(従来型個室の場合) 要支援1 約433円 要支援2 約538円 ※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

■生活環境を整える

サービスの名称	内容	費用のめやす (自己負担額)
介護予防福祉用具貸与 (レンタル)	日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタル費用の一部を負担して利用できます。 ①車いす	利用者負担については、レンタル費用の1～3割で

	<p>②車いす付属品（電動補助装置など）</p> <p>③特殊寝台</p> <p>④特殊寝台付属品（サイドレールなど）</p> <p>⑤床ずれ防止用具</p> <p>⑥体位変換器</p> <p>⑦手すり（工事をともなわないもの）</p> <p>⑧スロープ（工事をともなわないもの）</p> <p>⑨歩行器</p> <p>⑩歩行補助つえ</p> <p>⑪認知症老人徘徊感知機器</p> <p>⑫移動用リフト（つり具を除く）</p> <p>⑬自動排泄処理装置</p> <p>①～⑥、⑪～⑬の福祉用具は原則として、要支援1・2の人は利用できません。ただし、一定の要件を満たした場合、軽度者に対する福祉用具例外給付で利用できるため、占冠村に確認を受けてください。</p>	<p>す。</p> <p>用具の種類や事業者により金額は変わります。</p>
<p>特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>排泄や入浴などレンタルになじまない福祉用具の購入ができます。【申請が必要です】</p> <p>①腰掛便座（ポータブルトイレなど）</p> <p>②自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>③入浴補助用具（入浴用イス、浴槽手すりなど）</p> <p>④簡易浴槽</p> <p>⑤移動用リフトのつり具</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得により価格の1～3割の負担で購入できます。</li> <li>・年間10万円が費用の限度です。</li> </ul>
<p>介護予防住宅改修費支給</p>	<p>【事前の申請が必要です】</p> <p>①手すりの取り付け</p> <p>②段差の解消</p> <p>③滑り防止や移動の円滑化などのための床材の変更</p> <p>④引き戸などへの扉の取り替え・新設・扉の撤去</p> <p>⑤洋式便器などへの取り替え</p> <p>⑥通路などの傾斜の解消</p> <p>⑦転落防止用柵の設置</p> <p>⑧その他、各工事に付帯して必要な工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得により費用の1～3割の負担で改修できます。</li> <li>・同一住宅につき1人あたり20万円が限度です。</li> </ul> <p>詳細は別紙『住宅改修の支給を希望される方へ』を参照願います。</p>

■有料老人ホームなどに入居してサービスを受ける

サービスの名称	内容	費用のめやす (自己負担額)
<p>介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>有料老人ホームなどに入居している方が介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護提供を受けます。</p>	<p>要支援1 約179円（1日あたり）</p> <p>要支援2 約308円（1日あたり）</p> <p>※日常生活費は別途必要です。</p>

介護保険で利用できるサービスをご説明します  
 ≪要介護1～5の方≫

●要介護1～5の方が、占冠村で利用できる主な介護保険サービスについてご説明します。

◎支給限度額

介護度	支給限度額
要介護1	16,692単位
要介護2	19,616単位
要介護3	26,931単位
要介護4	30,806単位
要介護5	36,065単位

※1単位は10円です。

■ケアプランを立てる

サービスの名称	内容	費用のめやす (自己負担額)
居宅介護支援	居宅介護支援事業者などに依頼してケアプランの作成などを行います。	自己負担はありません。

■自宅で受けるサービス

サービスの名称	主な事業所等	内容	費用のめやす (自己負担額)
訪問看護	富良野地域訪問看護ステーション	看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。	30分未満の場合 約463円 ※特別な管理を必要とする場合などの加算あり。
介護予防訪問リハビリテーション	富良野協会病院、ふらの西病院など	理学療法士や作業療法士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。	20分間リハビリテーションを行った場合 1回約302円

■施設に泊まって受けるサービス

サービスの名称	主な事業所	内容	費用のめやす (自己負担額)
ショートステイ (短期入所生活介護)	一味園、高寿園など	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。	1日あたり(従来型個室の場合) 要介護1 約579円 要介護2 約646円 要介護3 約714円 要介護4 約781円 要介護5 約846円 ※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

■生活環境を整える

サービスの名称	内容	費用のめやす (自己負担額)
介護予防福祉用具貸与 (レンタル)	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタル費用の一部を負担して利用できます。</p> <p>①車いす ②車いす付属品(電動補助装置など) ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品(サイドレールなど) ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり(工事をともなわないもの) ⑧スロープ(工事をともなわないもの) ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト(つり具を除く) ⑬自動排泄処理装置</p> <p>①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は原則として、要介護1の人は利用できません。⑬の福祉用具は、原則として要介護1～3の人は利用できません。(尿のみ吸引するものは除く)ただし、一定の要件を満たした場合、軽度者に対する福祉用具例外給付で利用できるため、占冠村に確認を受けてください。</p>	<p>利用者負担については、レンタル費用の1～3割です。</p> <p>用具の種類や事業者により金額は変わります。</p>
特定福祉用具販売	<p>排泄や入浴などレンタルになじまない福祉用具の購入ができます。【申請が必要です】</p> <p>①腰掛便座(ポータブルトイレなど) ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具(入浴用イス、浴槽手すりなど) ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得により価格の1～3割の負担で購入できます。</li> <li>・年間10万円が費用の限度です。</li> </ul>
介護予防住宅改修費支給	<p>【事前の申請が必要です】</p> <p>①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止や移動の円滑化などのための床材の変更 ④引き戸などへの扉の取り替え・新設・扉の撤去 ⑤洋式便器などへの取り替え ⑥通路などの傾斜の解消 ⑦転落防止用柵の設置 ⑧その他、各工事に付帯して必要な工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得により費用の1～3割の負担で改修できます。</li> <li>・同一住宅につき1人あたり20万円が限度です。</li> </ul> <p>詳細は別紙『住宅改修の支給を希望される方へ』を参照願います。</p>

■有料老人ホームなどに入居してサービスを受ける

サービスの名称	内容	費用のめやす (自己負担額)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方が日常生活上の支援や介護提供を受けます。	要介護1 約533円(1日あたり) 要介護2 約597円(1日あたり) 要介護3 約666円(1日あたり) 要介護4 約730円(1日あたり) 要介護5 約798円(1日あたり) ※日常生活費は別途必要です。

介護保険で利用できるサービスをご説明します  
 ≪地域密着型サービス≫

●占冠村で利用できる地域密着型サービスについてご説明します。

■多機能なサービス

サービスの名称	占冠村の事業所	内容
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	占冠村社会福祉協議会『とま〜る』	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けます。

①サービス利用料金（1か月）

サービスの利用を開始した日などによって、日割り計算される場合もあります。

区分	1か月単位数	助成率	助成金額	自己負担額
要支援1	3,403	0.4	1,362円	2,041円
要支援2	6,877	0.4	2,751円	4,126円
要介護1	10,320	0.4	4,128円	6,192円
要介護2	15,167	0.5	7,584円	7,583円
要介護3	22,062	0.6	13,238円	8,824円
要介護4	24,350	0.6	14,610円	9,740円
要介護5	26,849	0.6	16,110円	10,739円

②食費（1食につき）

朝食＝300円  
 昼食＝450円  
 夕食＝450円

③宿泊費（1泊につき）

要介護者・要支援者＝2,000円  
 一般の高齢者＝3,000円

④その他の費用

オムツ代＝30円（1枚につき） ※オムツ代のほか、日常生活において、通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費徴収します。

※上記金額のほか、利用者の状況によって、各種加算が追加される場合があります。



## 介護予防・日常生活支援総合事業で利用できるサービス をご説明します

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、市区町村が行う新しい介護予防事業です。生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と65歳以上の人ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

### サービス利用の流れ

65歳以上の人

サービスの利用について、まず地域包括支援センターまたは占冠村介護担当へご相談ください。

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された人
- 占冠村が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた人

●すべての65歳以上の人

#### 介護予防・生活支援サービス事業

が利用できます。

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいて、『訪問型サービス』が利用できます。

※要介護認定で「要支援1・2」と認定された人は、介護保険の介護予防サービスも利用できます。

#### 一般介護予防事業

が利用できます。

健康維持と介護予防につながる『お元気さんくらぶ』『手しごとカフェ』に参加できます。

## 住宅改修費の支給を希望される方へ

### 1. 住宅改修費の概要

介護保険制度では、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が、手すりの取付けや段差解消など、対象となる住宅改修を行い、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

住宅改修費の支給には、着工前に事前申請が必要です。事前申請せずに住宅改修を行われた場合、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

また、住宅改修業者については村からの指定はありません。依頼者と施工業者との直接の契約になるため、施工後のトラブル等についてはご自身で交渉して頂くことになります。

#### (1) 対象者

要支援1・2、要介護1～5と認定され、在宅で生活されている方。

※病院や施設に入院（入所）中の方：

退院（退所）が決まっていれば、入院（入所）中に事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、退院（退所）後に支給されます。なお、退院（退所）されないことになった場合、住宅改修費は支給されません。

#### (2) 対象となる住宅

要支援1・2、要介護1～5と認定された方が居住している住宅。ただし、被保険者証に記載されている住所の住宅のみが対象となります。

※住宅の新築は住宅改修ではないので認められません。増改築でも新たに居室を設ける等は、住宅改修費の支給対象となりません。

#### (3) 利用限度額

同一住宅同一対象者で20万円まで。（20万円を数回に分けて利用することも可能です。）ただし、1割は自己負担のため、住宅改修費の支給は18万円が上限となります。

(例1) 対象工事費が25万円の場合

- ・住宅改修費支給額 18万円（20万円の9割）
- ・自己負担額 7万円（20万円の1割+20万円を超えた額）

(例2) 対象工事費が10万円の場合（残り10万円は次回利用可能）

- ・住宅改修費支給額 9万円（10万円の9割）
- ・自己負担額 1万円（10万円の1割）

※特例として、住宅を転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上重くなった場合は、再度20万円まで利用することができます（同一住宅同一対象者で1回まで）。

#### (4) 対象となる住宅改修

##### ① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け

※対象外：固定されていない家具への手すりの取付け など

##### ② 段差の解消

スロープを設置する工事、敷居の撤去、浴室の床のかさ上げ など

※対象外：昇降機、リフト、段差解消機を設置する工事 など

##### ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

畳から板製床材等への変更、浴室やトイレにおける滑りにくい床材への変更 など

#### ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取替え  
扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置 など

#### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替え(洗浄機能、暖房機能等の付いた洋式便器も可)

※対象外：洋式便器から洗浄機能付洋式便器への変更 など

#### ⑥ その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事

手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 など

## 2. 申請手続きの流れ

### (1) 相談・検討

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに相談し、改修内容の検討後、ケアマネジャーや施工業者に提出書類の作成を依頼して下さい。

### (2) 役場介護担当へ事前申請

住宅改修の着工前に、次の書類を役場介護担当に提出して下さい。

○介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

○住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成します。）

○見積書（被保険者本人あてのもの。住宅改修の内容や箇所・規模等、施工者、材料費・施工費等の内訳、着工予定年月日が分かる見積り）

○改修箇所の工事前の写真（日付入りのもの）

○住宅の平面図

○住宅改修の承諾書（住宅の所有者が被保険者本人以外の場合必要です。）

### (3) 介護保険特例居宅介護サービス等支給決定通知書の送付

役場介護担当で事前申請書類を確認し、不備がなければ上記書類を送付しますので、確認後、住宅改修に着工して下さい。

### (4) 住宅改修着工

住宅改修の着工後に、施工場所や材料等に変更が生じた場合、改修工事を中断し、役場介護担当へ連絡して下さい。（見積書、写真等の再提出が必要となる場合もあります。）

連絡がなく改修内容を変更された場合、住宅改修費は支給されませんので、ご注意下さい。

### (5) 役場介護担当へ事後申請

住宅改修の完成後、次の書類を役場介護担当に提出して下さい。

○領収書（被保険者本人あてのもの。原本の提出が必要です。）

○請求書、請求明細書（被保険者本人あてのもの。コピー可）

○改修箇所の工事後の写真（日付入りのもの）

### (6) 住宅改修費の支給

役場介護担当で事後申請書類を審査し、施工業者に7～9割分の改修費用を振り込みます。

（ 問い合わせ先：占冠村役場福祉子育て支援課介護担当 56-2125  
占冠村地域包括支援センター 56-2022 ）